

## セキュアバイデザイン・セキュアバイデフォルトに関する文書への 共同署名に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見

〔 令和 5 年 10 月 12 日 〕  
サイバーセキュリティ戦略本部決定

米国サイバーセキュリティ・インフラ安全庁（CISA）等が策定したセキュアバイデザイン、セキュアバイデフォルトに関する文書の改訂案（以下「本件文書（案）」という。）においては、セキュアバイデザインとセキュアバイデフォルトが定義された上で、これらの手法等についての、ソフトウェア作成業者やそのユーザ組織への提言等について記載されている。

我が国のサイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日閣議決定）には、「セキュリティ・バイ・デザイン」という概念が盛り込まれているところ、本件文書（案）の記載内容は、この概念を具体化したもので、サイバーセキュリティ戦略にも整合するものであり、本件文書（案）への署名は、サイバーセキュリティ戦略を踏まえた具体的な施策の推進に資するものである。

また、本件文書（案）の主な内容は、ソフトウェア作成業者が、ユーザのセキュリティ強化のために特に講じることが求められる項目をリストアップしたものであるが、いずれの項目もサイバー空間の昨今の状況変化を踏まえた妥当なものと考えられる。加えて、技術の進歩が早い分野であることから、その内容の適切性については政府側が産業界と継続的に適切な対話を重ねて改善を図っていく、という旨も明記されている。

以上を踏まえた上で、米国 CISA 等による本件文書の改訂に当たり、我が国も本件文書（案）に共同署名することについて、異存はない。

以上